

○議長（吉田敏郎）

日程第 8 議案第 6 2 号 開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。水道法の一部改正により指定給水装置工事事業者の指定有効期間が 5 年とされたため、給水装置工事事業者指定更新手数料を新設したいので、開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

まちづくり部長。

○まちづくり部長（井上 新）

それでは議案を朗読させていただきます。

議案第 6 2 号 開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 3 日提出、開成町長、府川裕一。

まず今回の条例の改正の概要について御説明をさせていただきます。平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日に水道法の一部を改正する法律が公布され、平成 3 1 年 4 月 1 7 日に水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び経過措置に関する政令が公布され、令和元年 1 0 月 1 日より施行されました。今回このような改正を受け本条例改正案を提出させていただくものでございます。

改正の趣旨でございますが、法改正に伴い、指定給水装置工事事業者制度の改善が行われ、工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離を防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の有効期限が新たに定められ、5 年ごとの更新制が導入をされました。これにより指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を新設する必要が生じたため改正を行うものでございます。

それでは 1 枚おめくりください。

開成町条例第 号 開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例。

開成町町営水道事業条例（平成 1 0 年開成町条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後でございます。

第 2 9 条、手数料です。改正前の第 6 号及び第 7 号は、改正後、第 7 号の新設に

伴う号ずれ及び文言の整理を行うものでございます。改正後の第7号は給水装置第
工事事業者指定更新1件につき5千円と、更新手数料を定めるため申請するもので
ございます。

第34条は、水道法施行令の改正に伴う条ずれを修正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。なお、最後に本
改定は、施行に伴う経過措置として、水道事業者における更新に係る事務の平準化
が図られております。そのため、開成町の指定給水装置工事事業者172事業者中、
令和2年9月29日までに更新を行うものは48事業者で、指定を受けた年月日ご
とに順次更新手続きを行うこととなっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木です。ちょっと1点だけ確認させていただきたいのですが、
この料金設定ですね。運営協議会さんあたりで協議されたのかもしれませんが、
ちょっとそのあたりありましたら、町の考えをよろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

では、佐々木議員の御質問にお答えします。

更新の手数料につきましては、下水道の排水設備の工事に伴う指定店の更新が現
在5千円というふうに定められておりまして、それに準じた額という形の中で、今
回5千円という形を制定させていただきました。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

1点だけ。運営委員会さんで、その辺は検討されたということでよろしいでしょ
うか。

○議長（吉田敏郎）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

運営委員会の中で、金額のほうの審議というものはありませんで、一応こういう
町の考えを示した中で、委員さんのほうに納得していただいたという経過です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第62号 開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決されました。